

自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）の更改について

自動車登録・検査業務を担う MOTAS は、昭和 45 年にシステム導入後、昭和 54 年 1 月、昭和 63 年 1 月、平成 8 年 1 月と 3 度のシステム更改を行い現在に至っています。

現行システムについては、平成 16 年 1 月で稼働後 8 年を経過することから、ハードウェアの経年劣化及び制度改正への対応等を踏まえ、ユーザーの利便性、業務処理の高度化・効率化を図るため、平成 16 年 1 月にシステム更改を行うこととしています。

また、今回のシステム更改に併せて、大規模災害発生時において築地センターが被災した場合における MOTAS に登録されている個人情報の保証及び運輸支局等における検査登録業務の継続を図るための危機管理対策として、バックアップセンターを新たに設けることを予定しています。

なお、平成 15 年度政府予算案には、バックアップセンターの設置等の経費を含む平成 16 年 1 月からのシステム更改の実施のための経費が盛り込まれています。

新システムの機能の概要（平成 16 年 1 月稼働予定）

1. 円滑な業務処理体制の確立と提供サービスの改善

(1) 処理能力の向上

センター設備能力（処理件数）

105,200 件 / 時（現システム 87,400 件 / 時）

(2) 端末能力の向上

光学式文字読取装置（OCR）の高速・高性能化

運輸支局等の事務処理の迅速を図り、申請者の利便性の向上

- ・ 高速化・省スペース化を図るとともに、17 インチカラー液晶タッチパネルディスプレイを採用し操作性の向上を図る。

レーザープリンター（LCR）の採用

出力帳票の印字速度の大幅な向上による事務処理の迅速化を図り、申請者の利便性を向上

- ・ 検査証用紙（地紋入り）と短文・通知書等の汎用用紙（白紙）の 2 種類の用紙を格納し、連続的に切り替え 33 枚 / 分以上出力する高速化を図る。

新たな端末機の導入

新たな端末機の導入による事務処理の効率化

- ・ 検査標章プリンター（SPR；検査標章出力装置）
検査標章を 1 台ごとに自動出力及び交付管理を行い、事務処理の効率化を図る。
- ・ 照会端末（RT；照会及び訂正・復元業務専用装置）
画面入力による照会業務、申請業務の訂正・復元処理、ハンディスキャナを使用しての 2 次元コードの読み取り等を行い、事務処理の効率化を図る。

2. 危機管理対策

(1) バックアップセンターの新設

センター被災時における個人情報の保証及び検査・登録業務の継続性を確保し、申請者の利便に寄与

3. 入力方法等の改善

(1) OCRシートサイズの統一化

全帳票のA4サイズ化を図り、申請者の利便性を向上

(2) 入力項目及び業務処理の改善等

記入方法の簡素化及び必要情報の追加等による事務処理の効率化を図り、申請者の利便性を向上

- ・ 一般者の車台番号について、ハイフンを含め打刻どおりの車台番号を入力する。
- ・ 登録事項等記入欄で記入している項目について、新規項目化し検査証等に出力する。
- ・ 所有者、使用者の氏名名称入力時のフリガナ入力欄を廃止する。
- ・ その他登録・検査事項等記入欄（備考欄）を拡大するとともに、その他登録事項全項目について2項目以上の同時設定を可能とする。
- ・ 車台番号のみの記入による登録証明書の請求を可能とする。
- ・ 住所コードの市郡区コードを2桁から3桁に拡張する。
- ・ 使用者欄への所有者コードを使用した入力を可能とする。（所有者欄に所有者コードを使用しない場合に限られる。）

4. 出力方法等の改善

(1) レーザープリンター（LCR）の採用

出力帳票ごと（自動車検査証、登録事項等通知書、抹消登録証明書及び登録事項等証明書等）に異なるフォーマットでの出力を行い、帳票識別の容易性を確保
検査証、詳細証明書、短文等の用紙の架け替え等を不要とし、各種様式を1台のレーザープリンター（LCR）に出力

(2) 2次元コードの付与

自動車検査証等（枠外）に2次元コードを記載し、自動車検査証等の妥当性チェック及び検査標章の出力契機に活用

(3) 検査標章のシステム出力・管理

検査標章のデザイン変更を行うとともに、検査標章プリンターにより検査標章の発行・管理業務をシステム化する。

5. その他

(1) センター統計の電子媒体化

センター統計（市町村別保有車両数統計等）を電子情報で取得し、将来的に国土交通省ホームページ等へ展開

(2) 新たな制度への対応

ワンストップサービスへの拡張性の保持
改正車両法・重量税還付への拡張性の保持

次期システムにおける申請シートの概要等

シートの改善概要

【主な改善点等】

- レイアウト等の見直し
- 車検証との相関性を考慮した項目の再配置
- 全シートの A 4 サイズ統一化
- 諸元シート・けん引車の新設
- コードの入力の拡大
- 使用者欄での所有者コードの使用が可能
 - 制約事項 所有者に所有者コードを使用しない場合のみ
- コード等桁数の拡張
- 類別区分番号 4 桁 (現行 3 桁)
- 住所コード 12 桁 (現行 11 桁)
- 入力項目の廃止
- 所有者・使用者のフリガナ欄を廃止

申請シートの種類とその内容

シートの種類	内 容
1 号様式 〔氏名等 型式専用シート〕	<ul style="list-style-type: none"> ・型式車の新規登録検査 ・変更・移転・更正登録、番号変更 (諸元変更を伴わないもの) ・記載変更 (構造変更・諸元変更を伴わないもの)
2 号様式 〔諸元シート〕	<ul style="list-style-type: none"> ・変更・更正登録 (諸元変更のみ) ・記載変更 (構造変更・諸元変更のみ)
1 号様式 + 2 号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・一般車の新規登録検査 ・変更・移転・更正登録、番号変更 (所有者氏名等 + 諸元を同時に変更するもの) ・記載変更 (所有者氏名等 + 諸元を同時に変更するもの) ・予備検査
3 号様式 〔継続・抹消シート〕	<ul style="list-style-type: none"> ・抹消登録・番号変更・(登録番号変更のみ) ・継続検査・臨時検査・自動車検査証再交付 ・自動車検査標章再交付・登録事項等証明書交付請求

シートの種類	内 容
4号様式〔一括証明シート〕	・一括証明書交付請求
5号様式〔抵当権シート〕	・抵当権の登録
6号様式〔嘱託シート〕	・登録の嘱託
7号様式〔氏名等補助シート〕	・所有者・使用者名または住所の補助
8号様式〔基準緩和シート〕	・トラックトラクタの長さ、幅、高さ ・附属装置付き自動車の附属装置 ・タンク自動車の積載容積、積載物品等 ・保安基準緩和事項
9号様式〔けん引車シート〕	・被けん引車の場合のけん引車の車名・型式
10号様式〔登録事項等補助シート〕	・登録・検査事項の補助

シートの種類	内 容
専用1号様式	・所有者と使用者が同一の場合の変更登録 (住所または使用の本拠の位置の変更のみ)
専用2号様式	・移転登録 (氏名・住所又は使用の本拠の位置の変更のみ)
専用3号様式	・自動車検査証返納証明書の交付
専用4号様式	・継続検査